

米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書

米国の関税措置をめぐる日米交渉が7月22日に合意に至りました。米国が日本の輸入品に対して8月1日から課すと通告していた「相互関税」は25%から15%に抑えられ、さらに自動車の完成品や部品への関税は現在の27.5%から15%に引き下げられることになりました。しかし、相互関税が15%に引き下げられたとは言え、これまでの税率から上乘せになることは変わらず、影響が大きい国内産業への支援に万全を期す必要があります。

よって政府におかれては、米国の関税措置に対し、特に日本の企業の9割以上を占める中小企業等を対象とした、具体的かつ手厚い施策を講じることを強く要望します。

記

1. 日々状況が変化する中、特に不安が募る中小企業事業者等の声に耳を傾け、丁寧な対応を行うこと。また、各省庁の地方支部や関連団体に特別相談窓口等の体制を整え、不安の払拭に努めること。
2. 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付について、窓口での積極的な制度の提案やオンライン手続きの周知・広報等、事業者の側に立った手厚い対策を講じること。加えて米国の関税措置による、直接的、間接的な事業者への影響を踏まえてセーフティネット保証制度の適用等資金繰り支援に万全を期すこと。
3. 各省庁・政府関係機関での特設サイトの設置等、政府として今回の相互関税の合意内容について、正確で最新の情報を国民や事業者に分かりやすく発信すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和7年9月29日

日 野 市 議 会